

—習志野市 市民農園利用の手引き—

《令和6・7年度 利用者用》

1 農園を利用できる人

習志野市内に住所を有し、利用承認された人とその同居の家族。

2 利用できる農園、区画、期間

市民農園利用承認書に記載された市民農園名、区画番号、期間とします。

3 賃料

① 1区画あたり年間 10,000 円です。

ただし、市が利用期間を 6 か月以下で貸し出した場合は 5,000 円とします。

② 途中解約した場合、納めた賃料は還付しません。

4 利用承認の取り消し

① 注意事項や禁止事項を守らなかったときや、市からの連絡後も改善が見られないとき。

② 利用申込みに虚偽または不正があるとき。

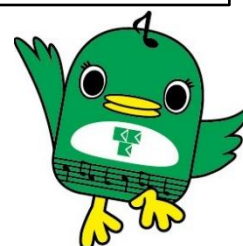
③ 他の利用者などに迷惑行為を行うなど、管理運営に支障があるとき。

5 解約の届出

病気や転出などで、利用承認期間の途中で利用しなくなったときは、市に連絡し、「解約届出書」を提出してください。※利用期間満了のときは、届出不要です。

6 利用区画の返還

利用期間が終了したとき、利用承認を取り消されたとき、利用を辞退したとき、または農園を廃止した場合は、速やかに利用区画を原状回復し返還してください。返還に伴う栽培物等の補償はしません。



7 注意事項(利用ルール)

- ①農園では、野菜・花の栽培をしてください。樹木は植えないこと。
- ②雑草取りをこまめに行うこと。
※雑草は病害虫が発生し、作物に悪影響を与えます。また、種が飛散すると被害が拡大し、他の区画の人などに大変迷惑をかけます。
※周辺通路の雑草は、利用者同士で協力し、除草と処分をお願いします。
- ③除草した雑草や野菜の残渣などのゴミは、区画内に埋めるか、持ち帰ること。
- ④農薬の散布は、隣接農地や近隣住民に飛散等、迷惑がかからないようにすること。
- ⑤農園内での盗難、損害等については、市は責任を負いません。
利用者が持ち込んだ農用具、資材等は、ご自身で保管してください。
- ⑥駐車場はありません。
路上駐車など、近隣住民の迷惑となる行為はしないでください。
- ⑦自転車は、駐輪場か自分の区画内に置くようにし、通路などの共有部分や農園外に放置しないこと。
- ⑧水道設備はありません。 水は各自で用意すること。トイレ也没有。
※バケツ等に水を汲んで置いておくと、ボウフラが発生してデング熱の発生原因となりますので絶対にやめてください。
- ⑨夏季は熱中症に十分注意して作業にあたってください。
- ⑩隣接農地に立ち入ったり、農作物に触れないでください。

8 禁止事項

- ①野菜、花等の栽培(樹木の栽培を除く。)以外の用途に使用すること。
- ②建物及び工作物を設置すること。
- ③営利を目的とした行為または農作物を栽培すること。
- ④利用承認を受けた区画を第三者に転貸すること。
- ⑤近隣住民及び他の利用者の迷惑となる行為や、農園の運営に支障となること。
- ⑥野焼きやたき火を行うこと。

9 その他

次回の募集時に個別の通知はしません。
次回の利用者募集は、令和8年1月～2月の「広報習志野」や「市ホームページ」でお知らせする予定です。

習志野市役所 産業振興課 農政係
☎ 047-453-9217